

令和6年7月25日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

この度の令和6年7月25日からの大雨による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、可能な限り迅速なお支払いを致します。

2. 継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

3. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口 **0120-992-898**

※ 受付時間：10時～17時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用市町村		法適用日
秋田県	横手市（よこてし） 湯沢市（ゆざわし） 由利本荘市（ゆりほんじょうし） 大仙市（だいせんし） にかほ市（にかほし） 仙北市（せんぼくし） 仙北郡美郷町（せんぼくぐんみさとちょう） 雄勝郡羽後町（おがちぐんうごまち） 雄勝郡東成瀬村（おがちぐんひがしなるせむら）	令和6年7月25日

山形県	鶴岡市（つるおかし） 酒田市（さかたし） 新庄市（しんじょうし） 寒河江市（さがえし） 村山市（むらやまし） 尾花沢市（おばなざわし） 最上郡金山町（もがみぐんかねやままち） 最上郡最上町（もがみぐんもがみまち） 最上郡真室川町（もがみぐんまむろがわまち） 最上郡大蔵村（もがみぐんおおくらむら） 最上郡鮭川村（もがみぐんさけがわむら） 最上郡戸沢村（もがみぐんとざわむら） 東田川郡庄内町（ひがしたがわぐんしょうないまち） 飽海郡遊佐町（あくみぐんゆざまち）	
-----	---	--

詳細については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上